

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和5年8月29日(火)			
会議時間	開会	午前10時48分	閉会	午前11時24分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
	委員 千葉 大作		委員 小野寺 道雄	
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	三浦事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷局長補佐兼調査係長、栃澤局長補佐兼議事係長			
出席説明員				
本日の会議に付した事件	<p>議会改革について</p> <p>(1) 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について</p> <p>(2) 議員の請負の状況の公表に関する条例について</p> <p>(3) 政策検討会議の設置について</p> <p>(4) 政策提言の手法・ガイドラインの作成について</p> <p>(5) 常任委員会単位での代表質問について</p>			
議事の経過	別紙のとおり			

議会運営委員会（議会改革）記録

令和5年8月29日

（午前10時48分 開会）

委員長：ただいまの出席委員は6名であります。

全員の出席ですので、これより本日の議会運営委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

初めに、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書についてを議題といたします。

この件については、前回の委員会において、9月通常会議で意見書を提出することで決定しておりましたが、その内容については正副委員長で再度検討することとしておりました。

タブレットに掲載の意見書修正案を御覧願いたいと思います。

前回の案ではサラリーマンに視点を当てて、議員の成り手不足解消のためとしておりましたが、今回の修正案では、赤書き部分となりますが、本市議会の身近な課題として、選挙の投票率低下と地方議会の報酬や社会保障の問題を挙げた内容としております。

この修正案について、皆様方から御意見がありましたらよろしく願います。

御意見ございませんか。

千葉委員。

千葉委員：非常に私ども一関市が抱える課題を、赤い文章で表記しているというように評価します。

私はこれでいいのではないかと思います。

賛成します。

委員長：ありがとうございます。

小野寺委員。

小野寺委員：上から8行目の、近年において全市的に専門化が進んでいるところだという、全市的という表現はちょっとおかしいのではないかな、全国的になるのではないかなというように思いますが、どうでしょうか。

委員長：千葉委員。

千葉委員：全市的というのは、多分、全国の市ではというように読み替えるというか、そういうのだと思いますので、私はこれでいいのではないかと思います。

委員長：全市の意味は、今、千葉委員が言ったとおり、ほかの市もという意味での内容でござ

いますけれども、全国的に直したほうがいいですか。
休憩します。

(休憩 10時51分～10時52分)

委員長 : 再開します。
分かりやすい表現として全国的にという表現に修正したいと思いますけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 : ここについては、全国的にということに修正したいと思います。
そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で意見交換を終わります。
それでは、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の案については資料のとおりとし、「全市的に」というところについては「全国的に」という修正を行い、9月通常会議の最終日に発委として、この意見書案を提案したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。
なお、発議案の作成及び意見書案の誤字脱字その他の整理を要するものがある場合は、その整理を正副委員長に御一任願います。
以上で、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書についての協議を終わります。
次に、一関市議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題といたします。
初めに、事務局から御説明させます。
三浦事務局長。

事務局長 : それでは、議員の請負状況の公表に関する条例の概要について説明させていただきます。

議員の請負状況の公表につきましては、地方自治法の改正によりまして、自治体との年間取引額が300万円以下であれば議員兼務が可能となったわけですが、総務大臣通知におきまして、条例などを定めて請負の概要を公表する旨の技術的助言があったところでございます。

これを受けまして、4月28日の議会運営委員会で、条例化する場合の素案をお示し

していたところでございますが、その後、各会派から質問や意見等の提出はいただいていたところでございます。

4月28日時点におきまして、県内他市で条例を定めていたのは奥州市のみでございましたが、6月には盛岡市議会において条例を可決しております。

それ以外の他市議会については8月上旬に電話で確認したところ、特に動きはないという状況でございました。

なお、タブレットに掲載の条例案は4月28日にお示しした素案を基に、市の法規担当課の確認を経たものとなっております。

文言等の整理であり、内容に大きな変更等はございません。

あくまでも総務大臣通知は助言であり、条例の制定等は義務ではございませんが、当市議会としてどのように対応するか、条例を制定するとした場合の議会の提案時期などについて、御協議いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

委員長：意見交換を行います。

小野寺委員。

小野寺委員：これは300万円以下とか以上とかで契約した場合に、金額を報告する形になるのか、その辺の報告する場合のケースというか、どういうことなのか、内容について説明をお願いしたいと思います。

委員長：熊谷書記。

熊谷書記：報告の中身ですけれども、第2条のところにございまして、第2条の下のほうにいきますと、(1)請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項を報告するというので、今お話があったとおり、契約金額についても報告するという内容になっております。

以上でございます。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：請負金額の多寡にかかわらず、何らかの取引があれば報告するというような取扱いになるのか、確認したいと思います。

委員長：熊谷書記。

熊谷書記：お見込みのとおりでございます。

委員長：ほかにございませんか。

千葉委員。

千葉委員：この提案はいつでもいいわけでしょうか。

例えば9月通常会議にこれを上程することはできないのか、できるのか。

ただ、盛岡市でもこの間やったように、事務局長からの報告があったのだけれども、義務化されていないとはいえ、奥州市でもやったと。

だんだんやる市が増えてくるとすれば、一関市でもこういう事案が出てこないとも限らないと思うので、早めに手を打っておく必要があるのではないかと私は思います。

委員長：千田委員。

千田委員：これは義務ではないし、他市でもやっているところが出てきたということなので、請負契約に関する条例ですから、総務常任委員会が恐らく所管の担当が一番近いかなと思いますので、一旦、総務常任委員会のほうに、この条例案について御審議いただいて、その結果を受けて、あとは全体で議会運営委員会なり代表者会議なりで報告を受けた形で、年内あるいは年度内、また少なくとも私達の任期のうちはどうするかについて決めたいかがかなと思います。

以上です。

委員長：今、総務常任委員会に付託と言いますか、審査、調査してもらったらいいのではないかとということですがけれども、あくまでも市議会議員の請負に関しての中身ですので、総務常任委員会のほうでこれを扱っても、あくまでも議員としての請負に関する条例ですので、議会運営委員会の中で決めていいのではないかと思います、皆さんに提案しています。

千田委員。

千田委員：そうであれば、既に条例を制定した盛岡市と奥州市について、1回、どのような条例の内容になっているのか。

それから、先ほど小野寺道雄委員が言われた金額の限度を、これには300万円とかのあれがありませんので、この条例の目的からすれば金額の多寡にかかわらず公表すべきだということのスタートだと思いますので、その辺りも含めて少し勉強したほうがいいのではないかなと思います。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：今、皆さんから意見をいただきましたけれども、いずれこの内容について調査研究したほうがいいのではないかとということですので、協議を継続していくということです。

もちろん各会派にお持ち帰りの上で、会派でも検討願いたいですし、岩手県内のほかの議会での条例制定の際の資料については、こちらのほうでお示ししますので、今日のこの場での協議については、この程度といたしたいと思いますけれども、よろしいですか。

勝浦議長。

議長 : できれば県内だけではなくて全国的な状況も分かれば、情報提供していただければと思います。

委員長 : 併せて、そのように情報が得られる範囲内で事務局のほうにお願いしたいと思いますので、今日の協議についてはこの程度としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 : それでは、一関市議会議員の請負の状況の公表に関する条例についての協議を終わります。

次に、議会改革として進めていくこととしておりました政策検討会議の設置、政策提言の手法・ガイドラインの設置、常任委員会単位での代表質問についてを議題といたします。

この3項目については関連がありますので、一括して協議したいと思います。

なお、過日決定いただいております議会改革の進め方、手順に則り、本日は提案、説明のみにとどめたいと思いますので、御了承願います。

内容については、事務局より説明させます。

三浦事務局長。

事務局長 : まずは、過日の議員研修、それから八王子市議会と藤沢市議会への行政視察、大変お疲れさまでございました。

研修と視察を踏まえまして、今年度において議会改革を進めることとした6項目のうち、政策検討会議の設置、政策提言の手法・ガイドラインの設置、常任委員会単位での代表質問、この3項目について素案をまとめ、タブレットに掲載してございます。

3項目については、それぞれ関連した内容となつてございますので、一括して説明させていただきたいと思います。

なお、説明については担当の熊谷書記から行いますので、お聞き取りのほうよろしく願いいたします。

委員長 : 熊谷書記。

熊谷書記 : それでは初めに、改革項目2番の政策提言の手法・ガイドラインの作成についてから説明させていただきます。

政策提言等に関する指針の、今回は骨子についてということで、組み立ての内容につきまして説明させていただきます。

1、指針、ガイドライン策定の主旨でございますが、一関市議会基本条例第3条では、議会の基本方針の一つとして、独自の政策立案や政策提言に取り組むことを掲げております。

また、同条例第12条では、議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとするとして定めているところでございます。

今回、議会改革の一環といたしまして、政策立案、政策提言を進める手順や手続等に関する指針、ガイドラインを策定いたしまして、議会及びこれを構成する各議員による政策立案、政策提言の実践をさらに進展させようとするものでございます。

要するにガイドライン、手順を定めることで政策提言等をシステム化して、行いやすくするというようなことになろうかと思えます。

2、指針における用語の定義でございますが、(1)政策立案につきましては、市政における課題の解決や、住民福祉の向上を図るために必要な政策に関する条例案を議会に提案することとしております。

いわゆる政策条例になります。

(2)政策提言でございますが、こちらは市政における課題の解決や住民福祉の向上を図るために必要な政策を提言書としてまとめ、市長等に対して、この提言書の提出をもって提案することと定義したいと思えます。

3、政策提言等の実行主体であります。市政における課題につきましては、常任委員会の所管事務調査によって把握、調査することが多いことから、指針で定める政策立案、政策提言の実行主体は常任委員会とするものでございます。

米印ですが、なお、議員個人や議員連盟などによる政策立案（発議権）は、この指針に縛られるものではないということで、あくまでも常任委員会での所管事務調査に基づいた政策提言等のルールづくりをしようというものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思えます。

4、政策立案、政策提言の進め方、政策サイクルでございます。

(1)常任委員会における調査検討テーマの設定ということで、ここがスタートになるわけですが、市民と議員の懇談会、あるいは市民からの請願や陳情、日常の議員活動などを通じて、常任委員会として調査するテーマを設定するということです。

1から2項目程度の設定かと思われま。

あまり項目が多いと消化不良になるということで、この間も八王子市議会のほうからも説明があったところでございます。

(2)常任委員会における調査期間ですが、委員の任期内とするということで、前後の事務処理がございますので、おおよそ1年半程度かと思われま。

(3)常任委員会での調査、検討方法、これは全てやるということではなくて、課題に応じて以下から対応するというようになります。

市当局からのヒアリング及び質疑、市民団体、業界団体等からのヒアリング、意見交換、これは市民と議員の懇談会という位置づけになると思われま。

それから現場視察、現地調査、先進地視察、参考人招致、公聴会、有識者等の専門的識見の活用、アンケート、パブリックコメントなどでございます。

それから後で御説明いたしますが、常任委員会の代表質問もこれに該当するのではないかとこのところでございます。

なお、委員会内での協議の際は積極的に議員間協議を行うというようなことになりま。

こうした調査を踏まえまして、4、常任委員会における素案作成ということになりますけれども、調査を通じて、政策立案、政策提言の必要性を協議すると。

調査の結果、提言の必要はないと、十分対応できているのであれば提言しないという選択肢もあろうかと思えます。

もし、政策提言が必要だと判断した場合は、政策立案（政策条例）または政策提言の素案を作成することになります。

ただ、その際、適宜、市当局との調整、すり合わせを行うということをしてしたいと思います。

特に、財源が絡むものにつきましては事前に調整したほうがいいということで、これは奥州市議会のほうでも行っているようでございます。

(5) 調査結果の共有、素案の深掘りですが、これも後ほど説明させていただきますが、全議員で構成する政策検討会議に調査結果と素案を報告し、情報を共有するとともに、議員間討議を通じて議員からの意見を聴取するというようにしております。

(6) 最終案の確定ですが、常任委員会において政策検討会議での意見を踏まえまして、素案の所要の改正を行った後、改めて政策検討会議で説明し、異論がないことの確認をもって案を確定させ、最終的には常任委員会で御決定いただくという流れになります。

次に、(7) 政策立案の提案、政策提言の提出方法ということでございます。

①の政策立案、政策条例の場合につきましては、これまでと同様、発議による条例案の形式を整えまして、所定の期日までに議長に提出するものでございます。

②の政策提言、ここが今回のポイントになろうかと思えますけれども、政策提言をする手法として、単に提言書を当局に提出する方法のほかに、提言書のとおり提言することについての決議案を議会に提案するという方法があります。

今回はこれを第一優先として行ってはどうかということでございます。

県内では既に奥州市議会と久慈市議会がこういった手法を取っております。

要は、議決することにより、議会の意思として提言書に重みを持たせるという趣旨でございます。

こちらでも発議による決議案の形式を整えまして、提言書を添えて所定の期日までに議長に提出するというようになります。

議会で決議案が可決された場合は、暫時休憩を取りまして、議場で提言書を市長に提出するという運びになります。

なお、決議案としない場合は、議場とは別に提言書を市長等へ手渡しすることになりますけれども、その際の提言書の内容につきましても、議員全体の了承を得たものとすると。

常任委員会での提案ではありますが、議長の名前で提出しますので、議会全体の意思とする必要があろうかと思えます。

(8) 政策立案の提案、政策提言の提出時期です。

常任委員会の任期内で提案できるように取り進めるものでございますが、政策が予算を伴うものであるときには、予算編成等の都合上、遅くとも前の年の9月末までには行うよう配慮するというところでございます。

5、フォローアップでございますが、政策提言した内容の施策への反映状況について

は、所管する常任委員会で調査を行うということにしております。

ただ、全ての項目を追いかけるのは大変難しいところですので、調査は全ての提言事項ではなく、常任委員会で選定するというようにしております。

なお、調査結果を踏まえまして、正当な理由がなく政策が実行されないとき、あるいは政策が進捗していないとき、政策の実施が適性、または有効性を欠く場合につきましては常任委員会から市当局に確認を求めることとするとしております。

または、こちらも後で説明いたしますが、常任委員会の代表質問等で市政を質するというようになります。

最後、6、常任委員会任期内に政策立案、政策提言等ができなかった場合の措置ですが、次の任期の委員で構成される常任委員会に申し送りするというところでございます。

ただし、この申し送りは次期の常任委員会による政策立案等を義務づけるものではなく、当該申し送りを受けた常任委員会の判断に委ねる取扱いとするものでございます。

次に、政策検討会議の説明に移らせていただきたいと思います。

一関市議会政策検討会議、（仮称）になりますけれども、こちらの設置についての案でございます。

検討会の設置主旨につきましては、今ほど御説明した内容でございますが、議会基本条例を踏まえまして、今後さらに政策立案や政策提言を進めていくための議員間の情報共有の場、それから議員間討議の場として設置するものでございます。

議会基本条例の中にも、議員間討議を進めるとうたっております。

2、開催、協議案件ですが、以下の場合において議長が招集し、開催するという案でございます。

1つ目ですが、常任委員会が政策立案、政策条例の提案であったり、政策提言を行おうとする際に事前に開催するということです。

先ほど説明したとおり、政策立案、政策提言の素案の内容確認をしていただきまして、それに対して議員の意見を反映をさせていくというようなことでございます。

それからもう一つ、市政の課題等に関する案件について、3人以上の議員から開催の申入れがあった際に開催すると。

こちらは藤沢市議会の手法と同様ですけれども、例えば議員の意見が分かれるような案件について、議員間討議を行って、市政課題への多角的な検討を行うと、そして着地点、合意ポイントを検討するという機能を持たせてはどうかということでございます。

3、構成ですけれども、こちらは全議員で構成し、会議の座長は議長、副座長は副議長が務めるという案でございます。

最後、4、留意事項、ここもポイントになりますけれども、政策検討会議は賛否を戦わす場ではなくて、議員間討議を通じまして、あらゆる角度から検討を行う場と位置づけたいと思います。

それから、会議規則を改正しまして、第165条のところにありますけれども、協議等の場に位置づけて、正式な会議として、当然費用弁償も支出するというようなことにしようとする案でございます。

最後、常任委員会単位での代表質問について説明させていただきます。

常任委員会代表質問の導入についての案でございます。

目的につきましては、常任委員会における専門的な調査を踏まえまして、所管事項に関する政策提言を積極的に行う一つの手法として、委員会の代表質問を導入するものでございます。

2、質問事項につきましては、以下の事項で常任委員会での意思統一を得たものとするというようなことで、1つ目が所管事務調査を踏まえた政策提言に関すること。

2つ目が、政策提言した事項の市政への反映状況に関すること。

実際にきちんとやっているかというようなことでの監査機能です。

それから3つ目、その他市政の重要な課題に関することということでございます。

3、時期になりますけれども、次年度予算への反映、それから政策の実施状況の確認に関する質問が主になろうかなと思いますので、9月通常会議での実施を案としたところでございます。

9月は常任委員会の代表質問、2月、3月は会派の代表質問といった位置づけでございます。

4、質問通告、質問時間等でございますけれども、個人の一般質問と通告期限は同じにするとしてございますし、質問事項は、ここは御協議いただいておりますけれども、40分とするということ。

それから、質問方法は一問一答を基本としますが、一括方法も可能というようなことでございます。

5、その他、ここもポイントになりますけれども、原則として委員会代表質問を行う議員は個人の一般質問を行わないということ。

また、委員会代表質問で扱う事項につきましては、個人一般質問では取り扱わないということで、必ずこうだということではございませんけれども、原則としてこういった取扱いにしてはどうかということでございます。

質問事項が重複するか、しないかというところがポイントですけれども、基本的に各常任委員会には会派の代表の方が誰かしら入っているというところでありますので、常任委員会で行う質問事項については、事前に確認することが可能ではないかというところからこういったことにしております。

資料の説明は以上でございます。

委員長：冒頭申し上げましたとおり、本日は提案説明のみにとどめ、次回の委員会において協議を行いたいと思います。

皆様におかれましては、この案を各会派にお持ち帰りいただき、会派内での検討をお願いしたいと思います。

なお、この場での御質問等があれば承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

小野寺委員。

小野寺委員：常任委員会の代表質問をする場合は、別に常任委員長ではなくても、委員の中からの誰でもいいという取扱いでいいのか、その辺を確認したいと思います。

委員長：委員会としての代表質問ということですのでよろしいと思います。
勝浦議長。

議長：奥州市議会の政策提言書というのがあるのですけれども、これはどのような形で作成に至ったのか。

常任委員会がつくったようになってはいますが、かなりのページ数で、中身もかなりしっかりしたものですけれども、これの作成はどのようになったかというのは、若干でも分かれば教えていただければと思います。

委員長：熊谷書記。

熊谷書記：奥州市議会の建設環境常任委員会での政策提言書を資料として掲載しております。

こちらについては6月、一番最近、奥州市議会で政策提言として議会に決議案を出して可決された内容だということで、資料として掲載したものでございます。

作成の方法については、詳しくは承知しておりませんので、後ほど奥州市議会のほうに問い合わせたいと思いますけれども、御覧のとおり、かなりのボリュームがあるので、当然議員さん方、常任委員会の活動もかなりあったのではないかと思いますし、それから事務局職員での調整もかなり入っているのではないかと感じております。

詳しくは、後で奥州市議会に確認したいと思います。

委員長：勝浦議長。

議長：もう1点だけ確認したいのですけれども、もしかしたら、これは市の職員も若干お手伝いしてるのかどうか、そういうところも確認をお願いします。

委員長：そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、意見や質問事項がありましたら、9月20日までに事務局のほうに各会派のほうから御報告願いたいと思いますし、また、この内容については各常任委員会の正副委員長にも事前に検討する機会を設けたいと思いますので、通常会議期間中になると思いますけれども、各常任委員会の正副委員長との協議の場を持ちたいと思います。

その場合については、議会運営委員会の委員長、副委員長と事務局が対応するということで行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長：ほかになければ、以上で、政策検討会議の設置、政策提言の手法・ガイドラインの設

置、常任委員会単位での代表質問についての協議を終わります。

次に、その他に入ります。

皆様から何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で予定した案件の協議を終わります。

なお、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書については、議会に提案する前に全議員に概要を説明しておきたいと思います。

説明は9月5日、火曜日の特別委員会終了後に議場で行いたいと思います。

御了承願いたいと思います。

また、次回の議会改革に係る議会運営委員会の開催日程につきましては、9月27日を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時24分 終了)